

宮田村むらづくり基本条例 住民説明会質疑・応答

質 問 ・ 意 見	質問に対する回答(質問と対比して)
<p>・第6章の協働のむらづくりの中で9項目謳ってあるが、この中に「福祉」という言葉が入っていないが、協働のむらづくりに必要なことではないでしょうか。</p>	<p>・条文の中では「食育の推進」「健康増進」という2つの条になっていますが、これまでの検討経過の中で、福祉のむらづくりも検討して絞り込んで条文になっており、2つの項目の中に福祉が含まれています。 条文だけでは、こういった意見から反映しこの条文になってきたかが見えませんが、条文の逐条解説を作っていきます。その中で福祉についても表記されていくと考えています。</p>
<p>・弱者対策、格差社会の中で弱者をカバーしていくといった精神の入っている所はありますか。</p>	<p>・精神的な部分は第3条の基本原則に記載をさせていただいています。 ・具体的な部分での細かい言葉は、集約されて条文上見えていませんが、3者が意見を交換しあいながら進めていきます。</p>
<p>・今後、手直しとかする中で弱者対策的なものを、精神論について盛り込めたらいいと思う。</p>	<p>・この条例は、基本となる部分を定めますので、政策的な部分については定めることができません。3者が同じように意見を出し合いながら施策を作っていくことになり、各種計画で細かい政策を載せていくこととなります。</p>
<p>・第2章の4条～7条の子どものむらづくりへの参加で、学校はどのような形で参加してくることになるのか。かわりはどのように変わってくるのか。</p>	<p>・教育委員会において方針等を決定しながら、子どもの意見が反映される面や、村全体としては、子どもの権利条約によって、年齢に応じて意見を言える年代、言えない年代はありますが、大人が積極的に子どもの意見を聞いていく場面を設けていくということです。 ・将来を担う子どもたちに地域を愛してもらいたいという事や、大人も子どもたちの意見を聞いて反映していくことが必要じゃないかということもあり条文に盛り込みました。</p>
<p>・財政に関してはどこに謳われているのか。</p>	<p>・第5章16条の中で健全で効果的な財政運営に努めなければならないとしています。</p>
<p>・よその市町村ではこういった条例をつくっていますか。</p>	<p>・条例名は、共同のまちづくり条例、自治基本条例などいろいろありますが、各地で制定されてきています。近い所では、駒ヶ根市、箕輪町、最近では高森町が作っており、全国的に広がりがでてきている条例です。 ・宮田村の場合は、住民、議会、行政の3者で作っているのは珍しい例です。</p>
<p>・想いとして基本原則第3条で基本原則がうたわれている。「一人ひとりが自律するとともに、学びあい、助けあうこと」私たち村民に第2章にうたっている内容で呼びかけていることだと思うが、同時に地方公共団体「宮田村」というひとつの法人として意志をもつべきではないか、基本原則の第1に宮田村としての意志をしっかりと有すると、自律の宮田村という事を謳っておく必要があるのではないかと、策定作業の中でそんな議論があったのかなかったのか。大事なことで考えを。</p>	<p>・協働のむらづくりを進めるためには、それぞれが役割分担をしながらやっていくことは重要であり、どの部会からも意見が出されています。行政部会では、民のみなさんと情報の共有を図ることで同じ歩調で進むべき方向が見える。住民部会では、一人ひとりが自覚すると共に、自分達で出来ない部分を共助、公助が重要であるといった意見が多く聞かれました。役割分担は、3条の(3)のなかにあり、直接的な部分では、行政の役割、村長の責務等で集約されています。最終的には、いただいたご意見を策定委員会で今後検討させていただきます。 ・前文でも自律の村を将来に引き継ぐと謳っています。この条文中にも村民という言葉を使っています。</p>
<p>・一人ひとりが自律すると同時に、ひとつの自治体としての意志をしっかりと持つべきではないか！このことを基本原則に入れたほうがいいんじゃないかという意見です。 地方分権という時代に入り一括推進法ができて以降は、ひとつの自治体ではどうにもできないという現実はあるかもしれませんが、ひとつの意志を持って事柄に当たることを大事にしていくむらづくりであって欲しい。 地方自治体が意志をしっかりと持ってむらづくりを進めていくというその事は基本原則にあってもいいんじゃないかという意見です。</p>	<p>・今後検討させていただきます。</p>
<p>・38条に条例の検証があるが、村長が検証することになっているが、それぞれでの検証はしないのか。例えば議会のことについても村長が検証することになるのですか。</p>	<p>・条例の検証の事になります。村長の4年の任期中には村長として検証をすべきだということから、村長の検証となっています。 ・議会の行動や条例に沿っているのかなどの検証ではなく、条例そのものについて検証するという意味です。</p>

宮田村むらづくり基本条例 住民説明会質疑・応答

質 問 ・ 意 見	質問に対する回答(質問と対比して)
<p>・議会の検証は議会として定期的に行うのか。</p>	<p>・議会としても検証は進めていきます。この条例に基づいて適切に議会が動いているのか、行政が動いているのかというチェックは外からもしていただく必要がありますので、外からのチェックについては、38条の中でご指摘をいただき、直していきます。議会の中では、第11条にあるとおり常に行動をしていきたいと考えています。</p>
<p>・増税なき財政再建をこの条例に明文化していただきたい。</p>	<p>・具体的に増税等今の段階ではありませんが、行政部会の中で検討させていただきます。</p> <p>・住民部会では、財政厳しい中で頑張らなければいけないという議論もされてきています。</p>
<p>・既に基本条例を制定した自治体で、作る前と作った後の経過などの意見は把握しているのか。</p>	<p>・他の自治体の変化については、具体的な検証はありませんが、他市町村に聞く中で、意識が変わったという事で、一番変わったのが行政のむらづくりに対する意識変化があり、情報発信を積極的にして住民の皆さんの意見をお聞きするという体制について、策定したところでは、新たな広聴、広報を実施しているところがあるそうです。この条例の作成は3者で行っていますので、より多くの意識変化がもたらされるのではないかと考えます。</p> <p>・議論の経過が大事であり、この条例をまとめて4年に1回検証し、風化させないことが重要だと思います。</p>
<p>・前文の中段にある「住み続けたいと想える自律」と3条の「一人ひとりが自律」という自律の字については、あえてこの字を使用しているのですね。立ではないわけですね。</p>	<p>・そのとおりです。律という字を使用しました。</p>
<p>・第5章の(総合計画)第15条ですが、第2項に「総合計画との整合を図らなければならない」と総合計画がでてくるのですが、その総合計画が何をいっているのかよく分からない。基本構想、基本計画、実施計画との関係がわからない。</p>	<p>・総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3本が揃ったものが総合計画と位置づけています。基本構想は10年間の構想、基本計画は前期5年間、後期5年間での策定、実施計画は3年間でローリングし、予算との整合をとった計画となります。</p> <p>・基本となる基本構想は議会の議決を経ていくことになります。</p>
<p>・(総合計画)でなくて文章の中に総合計画という言葉を入れておかないといけないんじゃないですか。</p>	<p>・総合計画というのが、行政計画の中で位置づけが決まっていますので、総合計画といえば基本構想、基本計画、実施計画の3本ですのであえて解説は入れておりません。検討させていただきます。</p> <p>・総合計画は議決の必要がなくなりましたが、村の一番上位の計画と捉え引き続き作っていくという想いで条文化しました。</p>
<p>・総合計画の法改正はいつですか</p>	<p>・平成23年です。</p> <p>今は議決がいない状態ですが、それをこの条例で位置づけ作っていくというものです。</p>
<p>・基本条例は地方分権一括法によってつくることになったのか。</p> <p>・違反した場合はどうなるのか。</p>	<p>・地方分権一括法に基づいて策定するわけではなく、地方分権が進み自治体への権限委譲により、自治体が責任をもって暮らしを守っていく必要があることから住民・議会・行政の役割を明確化しながら策定するものです。</p> <p>・条例を違反した場合の罰則規定はありません。</p> <p>・むらづくりの基本的な部分を明文化し守っていただきたい条例です。</p>
<p>・ねばならないという言葉があり、罰則があるようにとれられる。</p> <p>・努めなければならないは強いと思う。きつい感じがする。</p> <p>・努力目標ではおかしい、条例だから「～する」「～しましょう」の方が良いのではないか。</p>	<p>・～しなければならないや努めなければならないなどの努力規程となっており、～をするといった様に強制をしているものではありません。</p> <p>法律用語上このような言い回しになっています。</p> <p>・住民部会のなかでも、言い回しは努めていこうや～しようなどの意見が出たが、法律用語上「努めなければならない」が一番ゆるい言い回しという事で条文化しました。</p> <p>・策定委員会の中で、アドバイザーと法令部分での解釈等検討させていただきます。</p>
<p>・村長の権限の中で、村の中に向かって行動する内容は記載されているが、外へむかって何かするという文章がないがその点はどうか。</p>	<p>・村長の責務はむらづくりの観点から条分化してあります。外へ向かっての部分は、第7章「他の主体との連携・協力」の中で外の機関との連携協力をしていく事となっています。</p> <p>・32条の他主体は検討中ですが、外とのやり取り協力をしていきます。</p> <p>・出された意見は400を超える意見をまとめてきました。条文の中には個々の意見が入りきりませんので、逐条解説を作成し条文の意味をわかるようにしていきます。</p>

宮田村むらづくり基本条例 住民説明会質疑・応答

質 問 ・ 意 見	質問に対する回答(質問と対比して)
<p>・「うちの子・よその子・みやだの子」のよその子が何かよそよそしい感じがする。何か他のことばに変えられませんか。</p> <p>・意味はわかりますので、解説に付け足していただけるといいかなと思います。</p>	<p>・このキャッチコピーは、平成16年頃のむらづくり協議会の中の教育部会において「うちの子・よその子・みやだの子」が作られました。実際にトータンポールにもなっていたり、「宮田村子育て5か条」のキャッチコピーにもなっていて、継続して使用されていることから条文化させていただきました。</p> <p>・逐条解説のほうで検討させていただきます。</p>
<p>・区と村との関係性がこの条例からは見えないがどうなのでしょう。</p> <p>・行政の中にも入っていないが、仲間のよう感じるが・・・。</p> <p>・ちょっと言葉が少なすぎるのではないかな。</p> <p>・地区の代表者が区長で村に代弁してもらっている事が多いので、区が入ってこないのはおかしいと思います。</p>	<p>・第5条のコミュニティの中で地域自治の尊重を記載してあります。また、第6章協働のむらづくりで地域資源及び人材を活用したむらづくり、第12条4項で「地域の課題に対応できる知識と能力を持った職員の育成」を謳い、職員の地域活動を規程しています。</p> <p>・住民部会でも区の役割を盛り込む方向で検討してきたが、区は区の規則により活動を行っていて、行政とは協力の間柄にあり、区を行政の中に入れていくのは難しいため、こういう表現になりました。</p> <p>・区は任意団体であり、村が定めたものがないので、逐条解説では載ってくるとは思います。条文中で載せるとなると行政管理などのほか縛られてしまうため、今までの活動が制約されてしまうので今回は言葉を載せていません。</p>
<p>・条文は、全て前向きなポジティブな発想により作成されていますが、憲法のように戦争を放棄するなど「これはやらないよ！」「これはやってはいけないよ！」そういうものを入れる議論はなかったのでしょうか。例えば「前例形式にとらわれた発想はしない」など。行政の中であってもよいのでは。</p>	<p>・マイナスの議論は無かったように思います。作成にあたっては、前を向いてなんとかしようというイメージで作ってきました。当然マイナスになるような事はしないという意図も条文には入っています。</p>
<p>・第2章の第5条の見出しの(コミュニティ)がイメージ的にわからない。(村民の役割)第4条の中の項にして、5条2項にして、村民は地域自治を尊重し・・・の方がよいのではないのでしょうか。</p>	
<p>・7条に事業者の責務があるが、この条例の中で事業者の責務を第2章村民の中に入れてよいのか。それ以降の第6章にある協働のむらづくりや自然との共生や環境などに事業者も村民として含まれるのか不明確に思う。</p> <p>2条では、事業者を定義しており、第7条では村民に入っており、それ以降の条文には村民となるのか。</p>	<p>事業者の定義は第2条のとおりです。</p> <p>地方自治法では、個人も法人も住民と定義されています。この条文においても、第2章村民に入っています。</p>
<p>・第6条中、子どもに参加する権利があるならば、子どもは村政に義務があつて当然になる。この意味は、むらをつくる時には子どもの意見をよく聞きましょうという意味ではないのでしょうか。</p>	<p>・子どもの権利は、子どもの意見を大人が聞いていく、子どもも機会があるごとに関心を持ち発信する、この両方を謳っています。</p> <p>権利を有するという部分は子どもの権利条約が批准されており、子どもにも権利がある中で権利条約を準用させていただいた表現としています。</p> <p>大人が子どもの意見を聞きながら村政を運営していく内容です。</p>
<p>・第26条(地域特性を活かした子育て)、第27条(食育の推進)について、ここで食育だけ目立つ。もしかしたら、第27条は第26条2項でもいいのではないですか。検討していただければいいと思います。</p> <p>・思い入れはある程度あつていいが、食育だけが際立って不自然であると思います。</p>	<p>・地域特性を活かした子育ては、一村一校を条例に盛り込みたい思いから、地域特性を活かしたという表現になっています。</p> <p>・食育については、まずひとつ学校給食を通じた食育で、自校給食や地産地消など宮田村において学校給食は非常に大事なものですから、食育の推進は載せたいということになりました。また、子どもの食育だけでなく大人が健康に生きていくために食育が大事ということもあり、あえて食育を載せました。</p> <p>意見としていただき検討します。</p>